

是故に爾曹ゆきて萬國の民に、パプテスマを施し之を父と子と聖靈の名に入て弟子とし云云(馬太傳十章九節)

由是考之父は神にして子も亦神なり故に聖靈も亦神なりと云はざるべからず

第二聖靈の殿は神の殿なり

哥林多前書三章十六節に信者の身軀は神の殿なりと云ひ同六章十九節には其身軀は聖靈の殿なりと云へり二者共に信者を指して前には神の殿なりと云ひ後には聖靈の殿なりと云ふを思へば

爰に神と聖靈とは同一として録されたと明瞭なり

ペテロ曰けるはアナニアよ何故に爾の心サタンに満され聖靈に對ひ偽りて地所の價の幾分を藏す事をせしや地所未だ售する時は爾の有ならずや已に售たりとも亦なんぢの權に屬るならずや何故に爾の心この事を發念しや爾人に對て偽るに非ず神に對て偽れる也(使徒行傳五章三四節)

第三聖靈に感じたる預言者は即ち神に感化されたるなり

聖書はみな神の默示にして教誨と督責また人をして道に歸せしめ又義を學しむるに益あり(三提摩太後書三章十六節)



そは預言は素より人意に由て出しに非ず神に屬する聖人聖靈に  
感じて語りし者なればなり(彼得後書一章二十一節)

第四聖靈は主なり

主は即ち彼の靈なり主の靈ある所には自由あり(哥林多後書三章十七節)

第五彼は全知なり

然と神は其靈をもて之を我儕に顯せり靈は萬事を究知また神の  
深事をも究知なり(哥林多前書二章十節)  
然と彼すなはち真理の靈の來らんとし爾曹を導きて凡の真理を

知しむべし蓋かれ己に由て語に非ず其聞し處のことを爾曹に言  
また來らんとする事を爾曹に示すべければなり(約翰三章十六節)

聖靈は一個の「ペルソナ」なり

先きに掲る處の馬太傳二十八章十九節に依れば父は「ペルソナ」に  
して子も亦「ペルソナ」なり故に聖靈も亦「ペルソナ」なりと考へざる  
べからず

パウロは父と子と聖靈の三の「ペルソナ」の名を以て祈れり

願くは主イエスキリストの恩と神の愛と聖靈の交際なんぢら衆



と借に在んことをアーメン(哥林多後書十  
三章十四節)

彼は聞くことを得

然ど彼すなはち真理の靈の來らんとし爾曹を導きて凡の真理を  
知しむべし蓋かれ己に由て語に非ず其聞し所の事を爾曹に言ま  
た來らんとする事を爾曹に示すべければ也(約翰三十六  
章十節)

彼は言ことを得るなり

前の引照を見るべし

彼は懇求することを得

聖靈も亦われらの荏弱を助く我儕は祈るべき所を知らざれども  
聖靈みづから言がたきの慨歎を以て我儕の爲に祈りぬ(羅馬八  
章十六節)

彼は愛ふるとあり

神の聖靈をして愛しむること勿れ爾曹救を得る日の爲に彼の印  
を受し者なり(以弗所四  
章三節)

若し聖靈にして有心的存在者にあらざれば右に掲る如き語を言ふ  
ことを得ざるべし



聖靈の作業

第一 聖公會に對する作業

キリストは聖靈の作業によりて肉體を受け給へり

斯て此事を思念せる時に主の使者かれが夢に現れて曰けるは  
ビテの裔ヨセフよ爾妻マリアを娶ことを懼るゝ勿れその孕る所の者は聖靈に由なり(馬太一章二十節)

キリストは聖靈によりて己を犠牲として供へ給へり

況て永遠靈により瑕なくして己を神に獻しキリストの血は爾曹に活神を奉事せんがため死の行を去しめて其心を潔ることを爲ざらんや(希伯來九章十節)

イエスは聖靈によりて甦り給へり

若イエスを死より甦らしゝ者の靈爾曹に住ばキリストを死より甦らしゝ者は其なんぢらに住どころの靈を以て爾曹が死べき身體をも生すべし(一馬八章十節)

聖公會は聖靈の作業によりて建られたり



「ペンテコスタ」の日に至て弟子等みな心を合せて一處に在りしに  
俄に天より迅風の如き響ありて彼等が坐する所の室に充り焔の  
如きもの現れ岐て彼等各人の上に止る是に於て彼等はみな聖靈  
に満され其聖靈の言しむるに隨ひて異なる諸國の方言を言はじ  
めたり(使徒行傳二章一節より四節まで)

聖靈はキリストの約束に應て聖公會と共に居るなり

われ眞を爾曹に告ん我往は爾曹の益なり若ゆかば訓慰師なん  
ぢらに來じ若ゆかば彼を爾曹に遣らん(約七節十六)

聖書は聖靈の作業によりて記されたり

聖書はみな神の默示にして教誨と督責また人をして道に歸せし  
め又義を學しむるに益あり(三提摩太後書)

(前後の節を比較して讀むべし)

そは預言は素より人意に由て出しに非ず神に屬する聖人聖靈に  
感じて語りし者なれば也(彼得後書一節)

聖公會司牧の力は聖靈の賜なり

その賜ひし所は使徒あり預言者あり傳道者あり牧師あり教師あり  
りこれ聖徒を全うし服役の事を行ひキリストの體の徳を建云云



(以弗所四章十一、十二節)

其權方も聖靈の賜なり

故に爾曹みづから慎しみ且なんぢらが聖靈に立られて監督とされる其全軍を慎み主の己が血をもて買給ひし所の教會を牧ふべし(使徒行傳二十章二十八節) 彼等主に事て斷食なせる時聖靈いひけるは我爲にバルナバとサウロを甄別て我彼等に命ぜし所の事を行はしめよ(使徒行傳十

聖公會は聖靈の作業に依て赦罪の權力あり

如此いひしのうち氣を嘘て彼等に曰けるは聖靈を受よなんぢら誰の罪を釋すとも其罪ゆるされ誰の罪を定るとも其罪定めらるべし(約翰二十三章二節)

第二聖靈の一個人に對する作業

人は聖靈の作業に因て新に生るゝことを得

イエス答て曰けるは誠に實に爾に告ん人もし新に生ずば神の國を見こと能はじ云云又イエス答けるは誠に實に爾に告ん人は水と靈とに由て生ざれば神の國に入ること能ざる也(約翰三章五節) 或はエダヤ人あるひはギリシヤ人あるひは奴隸あるひは自主に



拘からせず我われ儕しみな一ひと靈たまにありて、バプテスマを受け一ひとの體からだとなり又  
みな一ひとの靈たまを飲のり(哥林多前書十  
二章十三節)

信者の身體は其殿なり

爾曹は神の殿にして神の靈なんぢらの中に在すことを知ざる乎  
もし人神の殿を毀たば神かれを毀たん蓋神の殿は聖ものなれば  
也この殿は即ち爾曹なり(哥林多前書三  
章十六、十七節)

聖靈は信徒の荏弱を助く

聖靈も亦われらの荏弱を助く我儕は祈るべき所を知ざれども聖

靈みづから言がたきの慨歎を以て我儕の爲に祈ぬ(羅馬八章  
二十六節)

聖靈は信者の心に神の愛を注ぐ

希望は羞を來らせざるを知こは我儕に賜ふ所の聖靈に由て神の  
愛われらの心に灌漑ばなり(羅馬五章  
五節)

最後に聖靈は信者を復生す

若イエスを死より甦らしし者の靈爾曹に住ばキリストを死より  
甦らしし者は其なんぢらに住ところの靈を以て爾曹が死べき身  
體をも生すべし(羅馬一節八章)



聖靈の結ぶ處の果

靈の結ぶ所の果は仁愛、喜樂、平和、忍耐、慈悲、良善、忠信、溫柔、擗節云云

(加拉太二章五節)

蓋光の結ぶ所の果は諸の仁こと、義こと、誠實の中にあればなり(以弗所五章九節)

信者は聖靈をして憂慮せしむるとあるべし

神の聖靈をして憂しむること勿れ爾曹救を得る日の爲に彼の印を受し者なり(以弗所四章三十節)

信者は聖靈に逆ふことあるべし

況て神の子を蹂躪みづから潔られし契約の血を尋常の者となし又恩を施す靈を侮る者の受べき其罰の重こと幾何と意ふ乎(希伯來九章二十節)

信者は聖靈を熄すことあるべし

靈を熄すこと勿れ(帖撒羅尼迦前書五章十九節)

馬可傳三章二十九三十節に於て聖靈を漬す時は赦されざる罪あり



と記せり抑右に所謂罪なる語は實に聖靈に逆ふ罪のみを曰ふに非  
るなり其罪質を考察するに其當時エダヤ人の行ひし如き行爲を曰  
ふなり即ち目にキリストの外部の奇跡を視心に聖靈の感化あるに  
も拘らずキリストの行爲は悪魔の行なりと曰へり(三節)然らば救さ  
るべからずとは其心頑固にして神の恩恵注入べからざるが如く自  
ら爲せるが故なり焉ぞ神は赦すことを欲せずして此に出るものな  
らんや(約翰九章九節)

第九章 聖公會及公會の徴證の事

普き聖公會

聖公會はキリストの體なり而して聖公會の首たるキリストは神性及  
人性を有するが如く其躰なる公會も亦外部に顯るゝ形と内部の神靈  
的生命(即ち聖靈の感化)を有つ

此神靈的生命は外部に屬するものを養育し且つ之を助けこれを司り  
外部は又内部の生命の機關となるなり

キリストと其聖公會の唯一なることは左に掲る如き引證を以て判明



にすることを得べし

王答へて彼等に曰ん我まことに爾曹に告ん既に爾曹わが此兄弟の  
最徹者の一人に行へるは即ち我に行しなり(馬太廿五)  
われ彼等に在なんぢ我にをる蓋彼等をして一に全ならしめ且世を  
して爾の我を遣ししこと又なんぢ我を愛する如く彼等をも愛する  
ことを知しめんと也(約翰三十七章)  
我儕は彼が身の肢なり彼が肉より出かれが骨より出たり(以弗所五)

キリストは常に聖公會にあり常に聖公會にて教へ助く而して其聖公  
會の凡の「バプテスマ」凡の堅信禮凡の按手禮は之れキリストの行ふ所  
の禮なり

聖公會は動かざる死躰に非ずして聖靈によりて感激まさされ成聖され  
たるキリストの生ける躰なり故にキリストは今地に在る所の肢を以  
て作爲き給ひ(腓立比四章二十三節)彼の身體たる教會は萬物に満しむ  
る者の満てる所たるなり(以弗所三章)

聖書中聖公會の事に就て左の如き譬語を以ひたる所あり

第一キリストの身體と稱す

爾曹はキリストの體にして亦各々其肢なり(哥林多前七章十)  
また一切のものを彼の足下に置きまた彼を一切の物の上に首と  
なし此を教會に賜ひて其首と爲り教會は彼の身體なり萬物を以



て萬物を満しむる者の満る所なり(以弗所壹章)  
我儕は彼が身の肢なり彼が肉より出かれが骨より出たり(以弗所  
節十)

第二神の國と稱す

イエス答けるは誠に實に爾に告ん人は水と靈とに由て生れざれば神の國に入こと能はざるなり(約五章)  
また譬を彼等に示して曰けるは天國は人畑に良種を播に似たり(馬太十三章)  
また譬を彼等に示し曰けるは天國は芥種の如し人これを取て畑に播ば云云(馬太十一章)

また天國は海に投て各様の魚をとる網の如し(馬太七章)

第三神の家と稱す

我もし遅からんとき爾如何にして神の家の中に行ふべきかを知らん爲なり神の家は活神の教會なり真理の柱と基なり教の奧義の大なることは更に疑ふ所なし神肉體となりて顯れ靈に由て義とせられ天使に見れ異邦人の中に宣傳へられ世の人に信ぜられ榮光の中に擧られ給へり(提摩太前五章)  
爾曹彼に來り活石の如く建られて靈の室となり亦潔き祭司となりイエスキリストに由て悦ばるゝ靈の祭物を献べし(彼得前五章)  
且なんぢら使徒と預言者の基の上に建らるイエスキリスト自ら



其隅の首石となれり全家みな構合て彼の中に在やゝに増て聖殿  
主の中に成なり(以弗所二章)

新約聖書に公會を「エクリシア」とも云へり其原語は中より喚出すとの  
意味を有す語を換へて之を解ば聖公會の主旨は世の中より神に召れ  
たる民の一躰なりと謂ふべくして其躰に入には「パプアスマ」を以てす  
且つ地にある可見的聖公會はキリストが設立したる此團躰内に於て  
キリストの立て玉ふ教職が聖靈の感化によりて世の終まで主が人類  
の贖罪及び成聖の爲になし給ひし作業を行ふ所なり  
然ば公會の政躰又は監督の繼續權等の説は皆に便利なるが爲或は政  
躰の善良なるものとして出たるのみに非ず其眞の説とする所は其聖  
公會に對して爲せしキリストの約束は如何にして履行せらるゝ乎キ

リストの在すことの如何にして顯はるゝ乎キリストの恩寵は如何に  
して與へらるゝ乎にあるなり

公會の徵證

第一公會は唯一なり

キリストは唯一にして其作業も一なり而してキリストは眞なるが  
故に眞も亦一なり  
故に人類に其眞を顯す爲に一の方法なかるべからず  
イエスも公會の唯一なるが爲めに祈れり



われ今より世に在らず彼等は世にをり我は爾に就る聖父よ爾の我に賜し者を爾の名に在しめ之を守て我儕の如く彼等をも一になし給へ(約十節)

此はみな一にならん爲なり父よ爾われに在われ亦なんぢに在かくの如く彼等も我儕にをりて一にならん爲かつ世をして爾の我を遣し、事を信ぜしめん爲なり爾の我に賜し榮を我かれらに授たり此は我儕の一なるが如く彼等も互に一にならん爲なりわれ彼等に在なんぢ我にをる蓋彼等をして一に全くならしめ且世をして爾の我を遣し、こと又なんぢ我を愛する如く彼等をも愛することを知しめんと也(約十、二十七、三十二、三十三節)

又キリストは其唯一なるをもて道の證據となし給へり

われ彼等に在なんぢ我にをる蓋彼等をして一に全ならしめ且世をして爾の我を遣し、こと又なんぢ我を愛する如く彼等をも愛することを知しめんと也(約十、三十七、三十八節)

公會の唯一なる事に就き左に其引照を列擧せん

是故に爾曹今より賓旅に非ず亦寄寓者に非ず聖徒と同じ國また神の家に屬するものなり且なんぢら使徒と預言者の基の上に建らるイエスキリスト自ら其隅の首石となれり全屋みな構合て彼の中に在やゝに増て聖殿主の中に成なり(以弗所二章十九節)



平和といふ繋の中に務て靈の賜ふ所の一なるを守るべし體は一  
 靈は一なり爾曹の召れて有つ所の望の一なるが如し主一信仰一  
 「バプテスマ」云云(以弗所四章三、四、五節)  
 各人キリストに於て一體たれば亦たがひに其肢たる也(羅馬十二  
 章五節)  
 體は一にして多の肢あり一體の凡の肢は多けれども一の體なり  
 キリストも亦かくの如し或はユダヤ人あるひはギリシヤ人ある  
 ひは奴隸あるひは自主に拘らず我儕みな一靈に在て「バプテスマ」  
 をうけ一の體となり又みな一の靈を飲り(哥林多前書十三  
 章十二、十三節)

第二聖公會は神聖なり

一其信者は聖ならん爲に召されたる故に聖と名らる

かれ我儕を救ひ聖召を以て召給へり是われらの行に由に非ず惟  
 神おのが旨と世の成ざりし先よりキリストイエスの中に我儕に  
 賜し恩恵に由なり(提摩太後書  
 一章九節)  
 然ども神の置給ひし堅基たてり其上に印あり誌していふ主己に  
 屬る者を知とまた云すべて主の名を顧ものは不義を離るべしと

提摩太後書

夫なる者よキリストの教會を愛し其爲に己を捨給ひし如く爾曹  
 も婦を愛すべしかれ己を捨しは水の洗を以て道に因て教會を潔  
 め之を聖なる者とせんが爲なりまた點汚なく皺なく凡て此の如  
 き類なく聖にして瑕なき榮なる教會を自ら己の前に建ん爲なり  
(以弗所五章二十七、二十五)



キリスト我儕の爲に己の身を捨給へり是われらを諸の罪より贖ひ出し且己の爲に一民を潔め之をして熱心に善事を行はしめん爲なり(提多二章十四節)

(哥林多前書壹章壹節を参照すべし)

二、聖公會の内には人をして聖ならしめん爲に設けられたる方法あり即ち聖なる「サクラメント」聖なる律法と聖なる教之なり

聖公會の内に或は不潔なる人なきにあらざれども之を以て前説を排撃するを得ざるなり例之無學なる人其中にあるも大聖と云ひ又富有の町には貧民の在住するも之を富町と云ふされば馬太傳四章五節にエルサレムを聖き町と云ふも宜ならずや

第三公會の普き事

此説明を以て猶太教と區別することを得即ち猶太教會は僅か一國民の爲に過ぎりしがキリスト公會は萬民の爲の公會なり

我は汝を祝するものを祝し汝を詛ふ者を詛はん天下の諸の宗族汝によりて福視を獲と(創世記十)又汝の子孫によりて天下の民皆福祉をうべし汝わが言に遵たるによりてなり(全廿二章十八節)われに求めよさらば汝にもろくの國を嗣業としてあたへ地の極をなんどの有としてあたへん(詩編八節三)



われ誠に爾曹に告ん天の下いづくにても此福音の宣傳らるゝ處には此婦の行し事もその記念の爲に言傳らるべし(馬太三節十六)是故に爾曹ゆきて萬國の民に「バプテスマ」を施し之を父と子と聖靈の名に入て弟子とし(馬太九節十八)われ問はん彼等は未だ聞ざりしか聞き其聲は遍く世界に出その言は地の極にまで及べり(羅馬十章)この福音は世界に徧ぬきが如く爾曹にも來れり且なんぢらが之を聞て神の恩を眞實に曉し日より爾曹の中に果を結び益大になれる如く世界にも果を結びて大になれり(哥羅西章) (哥林多前書十二章十三節を参照すべし)

第四「ニケア」信經に公會を「アポストロ」即ち使徒の公會と云ふ

何故に公會を「アポストロ」の公會と云ふ乎請ふ左に其理由を述べん

第一「キリスト」は「アポストロ」を以て公會を設立し給ひし故なり

イエスマた彼等に曰けるは爾曹安かれ父の我を遣し、如く我も爾曹を遣さん(約翰廿章)是故に爾曹ゆきて萬國の民に「バプテスマ」を施し之を父と子と聖靈の名に入て弟子とし云云(馬太九節十八)

又パウロは公會を「アポストロ」の上に建設すると云へり



且なんぢら使徒と預言者の基の上に建らるイエスキリスト自  
ら其隅の首石となれり(以弗所二章二十節)

又約翰默示録に新しきエルサレム即ち聖公會は十二人の弟子の  
上に建てらるゝ由を記す

城の石垣に十二の基址あり其上に羔の十二使徒の名あり(默示  
四章十節)

第二信經によりて「アポストロ」の教訓を保が故なり

是に就ての證據を見んと欲せば宜しく信經と新約聖書を參照

すべし

第三聖公會は「アポストロ」の時より以來絶へず「エписコポ」の職位  
を繼續するが故なり

基督教沿革史第三章を參観すべし

公會の歴史は聖靈の降臨日より初まれり而して其日ペテロの説教せ  
る後數多の人悔改をなし「パプアスマ」に依て公會に加へられたり

其時この言を聞納し者は「パプアスマ」を受たり是日弟子に加れるも  
のちほよそ三千人彼等は常に使徒等の教訓をうけ交接をなしパン



を譬ことし、祈禱とを務む(使徒行傳二章四)

右に掲る處の四十二節によりて公會の會員として有つべき四個の徴證を知ることを得べし

第一常に使徒等の教訓を受くる事

第二使徒等に交接をなす事

第三聖餐を受る事

第四祈禱の爲に一定せる祈を勤むる事

聖公會は此四個の徴證を保てり

第一聖公會は「アポストロ」の教訓を保つ

(甲)日々の公禱にて信經を唱て以て「アポストロ」の教訓を表白す

(乙)主イエスの重なる出來事と教訓を成聖る爲に祝日を守り以て「アポストロ」の教訓を顯す

第二「エピスコポ」の繼續權を保つが故に「アポストロ」の交接を相續す



第三聖公會は年中聖日及び日曜毎に聖餐式を行ひパンを擘くことを相續す

第四日々會堂毎に公禱せよとの命令によりて一定せる祈を勤む

第十章 聖徒の交接

聖徒なる語は神に供へられたる人につきていふなり舊約によれば割禮を以て神に供へられたる凡のイスラエル人に適用することをうべし

其は汝は汝の神エホバの聖民なればなり汝の神エホバは地の面の諸の民の中より汝を擇びて己の實の民となしたまへり(申命記七) 其は汝は汝の神エホバの聖民なればなりエホバは地の面の諸の民の中より汝を擇びて己の實の民となし給へり凡そ自ら死たるもの



は汝ら食ふべからず汝の門の内を他國の人に之を與へて食しむべし又これを異邦人に賣も可し汝は汝の神エホバの聖民なればなり汝山羊羔をその母の乳にて養ふべからず(申命記十四章)

新約聖書には「バプテスマ」を以てキリストの體に屬きて神に供られたる人の意味なりとす

アナニア答けるは主よ我この人につきて多の人の語るを聞しに彼がエルサレムにて爾の聖徒を苦しむこと如何ばかりぞや(使徒行傳九) 諸ペテロ遍く諸方の地を経てルツダに住る聖徒の許に至り(全三十一) ペテロ手を伸て之を起し聖徒および寡婦等を召て此活たるタビタを其前に立しめたり(全四十)

神の旨によりてイエスキリストの使徒と爲るパウロエベンにあり 聖徒およびイエスキリストに在て信ずる者に書を贈る(以弗所書)

神の聖徒の交接は左の如し

第一父と子とに交接

われら見しところ聞し所を爾曹に傳るは爾曹を我儕と同心ならしめん爲なり我儕は父および其子イエスキリストと同心たり(約章三節)

第二聖靈に交接

第十章 聖徒の交接



願くは主イエスキリストの恩と神の愛と聖靈の交際なんぢら衆  
 と偕に在んことを(哥林多後書十)  
 若キリストにある勸と愛による慰と靈の交際と慈悲と矜恤とあ  
 らば云云(腓立比三)  
(哥林多前書十六節)  
 爾曹は神の殿にして神の靈なんぢらの中に在すことを知ざる乎

第三天使に交接

凡て天の使者は救を嗣んとする者に事んため遣さるゝ靈に非ず  
 や(希伯來四節)

爾曹この小子の一人をも慎みて輕視なかれ我なんぢらに告ん彼  
 等が天の使者は天にありて天に在す我父の面を常に覩ばなり(太馬  
 十八節)

我いま十二軍餘の天使を我父に請て受ること能はずと爾曹おも  
 ふ乎(馬太五十三節六)

天使こたへて曰けるは我はガブリエルとて神の前に立者なり爾  
 に語て此嘉の音を告ん爲に遣されたれば云云(路九章)  
 時に主の使者來りければ光獄の中に照輝その使者ペテロの脅を  
 拆きて之を醒し速に起よと曰しに鍵其手より脱たり(使徒行傳十)  
 蓋わが屬する所わが事る所の神の使者この夜わが側に立て云云  
(使徒行傳二十三節十)  
 最後の七の災殃の盛る七の金椀を執る七人の天使の一人來りて



我に語り曰けるは來れ我なんぢに羔の妻なる新婦を見せん(黙示九節)

我儕は讚美禮拜にありて天使とともに之をなす

聖餐式文中の The *Sanctus*. (聖なる哉聖なる哉)と榮光の頌(至き處には神の頌は之をあらはす)

第四聖徒は互に交接をもつ

若神の光に在が如く光の中を行かば我儕互に同心となるを得か  
つ其子イエスキリストの血すべて罪より我儕を潔む(約翰七章)

又特別に聖餐禮に於て交接をなす

パンは惟一なり多の我儕もまた一體なり蓋みな一のパンを同  
に享ればなり(哥林多前書)

聖徒は互の交接に依て相互に助くべきなり

産業と其所有を鬻て各人の用に從ひ之を分與へ(使徒四行五節)  
(哥林多後書九章を參觀すべし)  
聖徒の匱乏を賑恤し遠人を慰勉にせよ(羅馬書十三節十二)



聖徒の交接は「クリスチャン」の爲すべき義務なり

キリストの道をして爾曹の心を存て充足しめ諸の智恵により詩と歌と靈に感じて作れる賦とを以て互に相教へ相勸め恩に感じて心の中に神を讚美すべし(哥羅西三章十節)

兄弟よ我儕なんぢらに勸む妄行者を傲め氣鋭者を慰め懦弱者を扶け衆人に向て忍べし(帖撒羅尼迦前書五章十四節)

是故に我儕人と和睦せんことと相互に徳を建んこととを追求べし(羅馬九十四節)

なんぢら互に過を認めし且病を瘥るゝことを得ん爲に互に祈るべし義者の篤き祈禱は力ある者なり(雅各五章十六節)

交接とは又互の福祉を共にする義あるにより我儕は神より來る凡ての福祉を共に享有するは「クリスチャン」なりと知る

然れば誰も人に誇る勿れ萬物は爾曹の物なり或はパウロ或はアポロ或はケバ或は世界あるひは生あるひは死あるひは今のもの或は後のもの是みな爾曹の屬なり爾曹はキリストの屬キリストは神のものなり(哥林多前書三章廿一節以下)

第五既に世を去りし聖徒にも交接をなす

天に録されたる長子どもの教會また衆の人を鞠く神および成全せられたる義人の靈魂云云(希伯來三十二節)



我らは祈禱の時に於ても聖徒と交接をなす即ち世を去りし人の爲に恩恵と平安を祈る時の如し提摩太后書壹章十八節を見れば聖パウロはテチシポロの爲に如此祈りしことあり而してテチシポロの既に死したりしは全四章十九節によりて明なり

聖公會埋葬式文に總て主の聖なる名を誠實に信じて世を去りし者と共に我らは神の永遠き榮光のうちにありて肉躰と靈魂に完全き福祉をうべきもの、由を教ふ是れその復活を待つゝあるもの、靈に光と平和を與へ玉ふを祈る願に外ならず

聖徒の祝日を守る事實を以て聖徒の交接顯現さるゝ也

罪の赦

凡て神の聖意に反對するものは罪なり我儕は既に第壹章に凡の人に罪あることと又罪あらば神の刑罰を受くべきものなることを論述せり然らば此刑罰を免れ神の赦を蒙る方法は如何請ふ左に之を述べん

「ニケア」信經に於て我らは罪の赦を得る方法として一の「バプテスマ」を信認す

抑「バプテスマ」に依て神より罪を赦さるゝ理由は其禮式を行ふことに於て我儕の罪より潔めん爲に死又凡て世の人の罪の爲に全く満ち充れる贖ひ犠牲供物となれる(聖文式)キリストの體の肢となるが故なり



ペテロ彼等に曰けるは爾曹の悔改めて罪の赦を得んが爲に  
 イエスキリストの名に託て「バプテスマ」を受よ然ば爾曹も聖靈の賜  
 を受くべし(使徒行傳三章二十八節)  
 今なんぢ如何で緩ふ可んや起て主の名を顧「バプテスマ」を受て其罪  
 を滌去べし(二使徒行傳廿六節)  
 是故に人キリストに在るときは新に造られたる者なり舊は去てみな  
 新しく作なり一切のもの神より出かれキリストにより我儕をして  
 己と和がしめ且その和がしむる職を我儕に授く即ち神キリストに  
 在て世を己と和がしめ其罪を之に負せず且和がしむる言を我儕に  
 委たまへり(哥林多後書九章九節)

信者は「バプテスマ」を受る後に悔改と懺悔とを以て罪の赦を得べし

もし己の罪を認はさば神は信實なる公義者なるが故に必ず我儕の  
 罪を赦し諸の不義より我儕を潔むべし(約翰壹章九節)

又神は聖公會に於て悔改むる人に罪の赦を表白すべき權利を以て「プ  
 レスビテロ」に與へ玉へり

如此いひし後氣を嘘て彼等に曰けるは聖靈を受よなんぢら誰の罪  
 を釋すとも其罪ゆるされ誰の罪を定るとも其罪さだめらるべし(約翰  
 廿三節)

又われ天國の鑰を爾に予へん爾が地に於て繫ことは天に於ても繫



なんぢが地に於て釋とくことは天に於ても釋とくべし(馬太九十六)

我まことに爾曹に告ん凡そ爾曹が地に於て繫つなことは天に於ても繫つな

なんぢが地に於て釋とくことは天に於ても釋とくべし(馬太八十八)

我聖公會は公禱式に於て「プロスピテロ」に其權力の有るを顯はせり

第一、早晚禱の赦罪文に於て顯はせり

第二、聖餐式の赦罪文に於て顯はせり

凡て罪を犯せし後自ら慰なぐさと平和へいを受ることを得ざる信徒は神の役者つかひに來りて其罪を懺悔し而して其賦與せられたる權利によりて赦罪の

効徳を受べし

罪を許すものは「プロスピテロ」に非ず唯誠意に悔改むるものに對し罪の赦なる恩恵を與へんが爲に神の用ひ玉ふ役者に外ならず是れなほ「パプテスマ」に於ても亦聖餐式に於ても神は人の器を使用ひて其恩恵を與ふるが如し

聖餐は悔改くみあらたむる人の其罪を赦さるべき完全き法方たる也

これ新約しんやくの我血われちにして罪を赦さんとして衆あまたの人の爲ために流す所ところのものなり(馬太二八節十六)

古代こたいの聖餐文せいげんぶんには此事このことを明あきらかに表示あらわせり例之れいクレンメンチーンなる聖餐せいげん



文に曰く「凡て是等を（即ちパン及葡萄酒）受ける人は皆其罪の赦を得べし」と云ひ又雅各の文に「凡て之等を（パン及葡萄酒）受ける人は罪の赦と永生を得んが爲なり」と云へり

肉體の復活

大凡キリスト以前未來の生命あることを信じ又靈魂の不死を信じたる人ありと雖も身體の甦ることを覺悟したる人あらざりき

キリストの身體は神の能力によりて甦りし如く我儕の身體もキリストに屬たるものなれば靈妙の作業を以て甦るべきなり

若イエスを死より甦らしめ者の靈爾曹に住ばキリストを死より甦らしめ者は其なんぢらに住どころの靈を以て爾曹が死べき身體をも生すべし（一馬八章）  
わが肉を食わが血を飲者は永生あり我末の日に之を甦らすべし（約十四章五節）

身體の甦るべきことは預言者によりて表白されたり

わが此皮この身の朽はてん後われ肉を離れて神を見ん（約百六十九節）  
また地の下に睡りをる者の中衆多の者目を醒さんその中永生を得る者ありまた耻辱を蒙りて限なく羞る者あるべし（但理二章二節十）



一般の人の甦ることばイエスによりて表白されたり

之を奇と爲こと勿れそは墓に在者みな其聲を聞て出るとき來んとすればなり善事を行し者は生を得に甦り惡事を行し者は罪を得に甦るべし(約翰九章廿)

萬國の民をその前に集め羊を牧者の綿羊と山羊とを別が如く彼等を別ち(馬太廿五章)

甦りたる身體は實際我儕の身體たり然れども靈妙の作業によりて現に鄙き苦難を受べき我らの身體より化るものなり

又なんぢが播ところのもの將來はゆる所の體を播に非ず麥にても

他の穀にても只粒のみ然るを神は己の意に隨ひて之に體を予へ種ごと其ちのくの形體を予へ給ふ(哥林多前書三十八節五章)

其躰は衰弱又は腐廢に屬するものに非ず

死し人の甦るも亦かくの如し壞る者にて播れ壞ざる者に甦され尊からざる者にて播れ榮ある者に甦され弱きものにて播れ強き者に甦され血氣の體にて播れ靈の體に甦さるゝなり血氣の體あり靈の體あり(哥林多前書四十五節四)

甦る處の體はキリストの體の如く地に屬る自然法に従ふものに非ず



彼は萬物を己に服はせうる能に由て我儕が卑き體を化て其榮光の體に象らしむべし(腓立比三章)

我らの肉體の甦りにつひて聖書は身軀の貴ぶべきことゝ肉の罪をさくべきことゝを我らに教ふ

我儕の命なるキリストの顯れんとき我儕も之と偕に榮の中に顯るゝ也是故に爾曹の地にある肢體すなはち奸淫汚穢邪情惡欲および貪婪を殺すべし貪婪は即ち偶像を拜することなり(哥羅西五節)

附則

聖書を覽ば二個の甦りのあるべきことを示すが如し

第一「甦りなり」と曰ひしキリストに屬者の甦りなり

イエス彼に曰けるは我は復生なり生命なり我を信する者は死とるともも生べし(約廿五節)  
この第一の復生に與るものは福なり是聖者なり此輩の上に第二の死は權を執こと能はず彼等は神とキリストの祭司と作キリストと共に千年の間王たるべし(約廿六節)

聖パウロもキリストに在て死し人の先に甦ることを曰り



それ主號令と使長の聲と神の筈を以て自ら天より降らん其時キリストに在て死し者先に甦り云云(帖撒羅尼迦前書四章十六節) 兎にも角にも死たる者の甦ることを得んが爲なり(腓立比三章十一節) (路加傳二十章三十五節を参照すべし)

第二一般の人の甦なり

前已に一般の甦に就て引證せる馬太傳廿五章三十二節以下を参照すべし

永生の事

新約聖書に永生に二個の種類あることを記載せり

第一、キリストに屬るもの、生命にしてキリストは此の根源なり蓋しキリストは神なり又彼に結び合ふものは此の賜を有ばなり

キリストは生命なり

イエス彼に曰けるは我は復生なり生命なり我を信する者は死るとも生べし(約廿五節)

イエス彼に曰けるは我は途なり眞なり生命なり人もし我に由ざれば父の所に往くこと能はず(約六節十四)

わが肉を食ひ我血を飲者は永生あり我末の日に之を甦らすべ

第十章 永生の事



し(約十節六章)

キリストは信仰あるものに此生命を與ふ

我羊は我聲を聽われは彼等を識かれら我に従ひわれ彼等に永生を賜ふ彼等いつまでも亡びず亦これを我手より奪ふ者なし

(七(約十節八章廿)

キリストは此生命をもて神を悟ることなりと云ふ

永生とは唯獨の眞神なる爾と其遣し、イエスキリストをしる是なり(章三節十七)

馬太傳五章八節を參觀すべし

此生命の幸福につきては聖書中所々に録さる

彼等は重て飢ず重て渴ずまた日も熱氣も彼等を害はざる也そは寶座の前にある羔かれらを養ひ彼等を活る水の源に導き又神かれらの涙を其目より拭ひ給ふ可れば也(黙示録七章) われ大なる聲の天より出るを聞き云く神の幕屋人の間にあり神人と共に住人神の民となり神また人と共に在して其神と爲給ふなり神かれらの目の涙を悉く拭とり復死あらず哀み哭き痛み有ことなし蓋前事すでに過去ばなり(黙示録三章廿一) 重て呪詛あることなし神と羔の寶座そこに在その僕これに事



ん僕ども神の面をみ神の名かれらの額に在べし彼處には夜あることなく燈の光と日の光とを用ることなし蓋主なる神かれらを照し給へば也かれらは世々窮なく王たらん(黙示録四廿三)録して神の己を愛する者の爲に備給ひしものは目いまだ見ず耳いまだ聞ず人の心いまだ念ざる者なりと有が如し(哥林多前九節)

此生命の幸福の由て成る所は左の如し

一キリストに似たる完全なる體を保つ

彼は萬物を己に服はせうる能に由て我儕が卑き體を化て其

榮光體に象らしむべし(腓立比三)  
愛する者よ我儕いま神の子たり後いかに未だ露れず其現れん時には必ず神に背んことを知そは我儕その眞狀を見べければ也(約翰二節)

二完全なる智識を有つ

われら今鏡をもて見ごとく見どころ昏然なり然ど彼時には面を對せて相見ん我いま知こと全からず然ど彼時には我が知るゝ如く我知ん(哥林多前書十)

三完全なる幸福を保つ



そは寶座くらゐの前にある羔こつとかれらを養ひ彼等を活いる水の源みなに導いき又神かれらの涙を其目より拭ぬひ給ふ可れば也（黙示七章七節）

第二、聖書中惡人に對して示されたる永生の有様あり

遂にまた左にをる者に曰ん罰つらせらるべきものよ我を離れて惡魔  
と其使者つかひの爲に備たる熄きざる火に入よ（馬太廿五章）  
かれら主の面かほと其勢いきほひの榮光より離れて窮かきなく亡る罰つらを受ん（帖撒  
迦後書一  
章九節）

因是考之惡人の刑罰は煙滅いんめつに歸するものにあらず神と離れたる

にあり

一個人ひとりだに生命いのちを喪失うしなはるは神の聖意みこころにあらずして悔改かへむるは反  
て神の聖慮みこころに協あふなり

キリストすべこのひとは萬人すべてのひとの爲に死し又萬人すべてのひとの罪の爲に全く充足みちれ犠牲いけにと  
なり且かつ供物ともものとなれり

然ども現世の事柄ことわりに於ても人間の意思こころが神の凡みなの誘導さうどうに背逆さかひ  
神を棄すて善よきの代かたに惡わるを撰えらばんとあるが如く其靈魂たまは永遠とこ神に背  
逆さかくことをなしうべし

又靈魂は神の恩恵めぐみも最早入るべからざる程ほどに罪によりて頑固かたくに  
なるにあり



イエスを未だ識認しちんざる人の後の世の有様に就ての論理は實際に必要なる論理に非ず然れども我儕の認識する處は神は愛ある神又末日その日のに萬すべての人其なせし所に就て審判を受くべきことを識るなり之によりて責任の輕き人は刑罰も亦從て輕きなり

僕主人の心を知ながら預備そなへせず亦その心に從したがはざる者は掛るゝこと多からん知ずして掛るべき事を作し者は掛るゝ事も少からん多おほく予らるゝ者は多く求めらるべし多く托たのぐれば之より多く求むべし(路七四十二章四節)

然らば我らの義務は明に知られたり我らはキリストより此貴き賜を授けられたれば之を失はざる様保養やしまひ又我らは日々神の面

前に於て完全の幸福を保有たもつべき様準備そなへをなすべきなり

もしこれによりて謹慎つしまば預め永遠の爲に今日なほ神の面前にて目未だ視ることなく耳未だ聞きしことなく人の心いまだ念おもはざる樂たのしみをば受くるを得べし(哥林多前書九章九節)

教義覽要終



	Page.
"His only Son." .. .. .	106
"Our Lord." .. .. .	110
V. Conceived by the Holy Ghost.	116
Born of the Virgin Mary.	123
VI. The Sufferings of Christ. ..	127
His Death. .. .. .	137
His Burial. .. .. .	141
The Descent into Hell. ..	145
VII. The Resurrection of Christ. ..	148
His Ascension. .. .. .	160
"From thence He shall come to judge the Quick and the Dead." .. .. .	173
VIII. I Believe in the Holy Ghost. ..	181
IX. The Holy Catholic Church. ..	199
Marks of the Church. .. .. .	205
X. The Communion of Saints. ..	219
The Forgiveness of Sins. .. .. .	228
The Resurrection of the Body. .. .. .	234
The Life Everlasting. .. .. .	240



and systematically instructing them, in the infancy of their faith, when they first turn to Christ, in the cardinal doctrines contained in the creeds of the church.

The manual itself, as its name implies, is intended primarily for the use of unordained workers, who naturally, must often be at a loss without some such help. It is the result of many years experience in teaching, and the sources from which it is compiled are very various. To Pearson I am indebted and especially to Prebendary Sadler. Its use implies a previous competent acquaintance, on the part of the teacher, with the doctrines involved. For the most part the heads of arguments and of instruction are given but briefly, and great room is purposely left for individual explanation and teaching. Its chief advantage lies in its providing a definite and connected course of instruction on the Apostle's creed extending over perhaps the best part of a year. I believe that its faithful use will involve on the part of the converts, not only a sufficient practical knowledge of the doctrines of Christianity, but their exegetical instruction as well in a large portion of the writings of the New Testament.

Tokio August 21. 1891.

## THE CATECHISTS' MANUAL.

### PART I.

#### THE NEW TESTAMENT TEACHING ON BAPTISM.

	Page
I. Sin and its Remission in Baptism. . . . .	1
II. The Giving of the Name at Baptism. . . . .	8
Infant Baptism. . . . .	10
III. The Grace of Baptism. . . . .	16
A Member of Christ. . . . .	16
A Child of God. . . . .	22
An Inheritor of the Kingdom of Heaven. . . . .	27
IV. The Vow of Renunciation. . . . .	34
V. The State of Salvation. . . . .	55

### PART I.

#### THE APOSTLES CREED.

	Page
I. Antiquity of a Confession of Faith. . . . .	58
II. The Existence of God. . . . .	63
III. The Divinity of our Lord. . . . .	71
IV. The Name Jesus. . . . .	88
The Title Christ. . . . .	93



## PREFACE.

---

The Catechists' Manual is an attempt to supply a want that must have been felt by most missionaries who have wished to place in the hands of the unordained workers some book which would enable them to give a course of systematic teaching to the converts whom they were to prepare for Baptism. Generally speaking the Catechisms and other treatises published at home for the purpose of Christian instruction are for various reasons not well suited for use in Missionary work. To take one point—the great majority of the converts are adults; while as a rule the manuals of instruction are compiled for the use of baptized children. And of children too who from their mothers' knees are already familiar with the central truths of their religion.

As to the need of systematic instruction it can hardly be necessary to say anything. Certainly under the conditions of modern missionary work its importance cannot be overestimated. For nowadays converts have not only to defend themselves against the attacks of that heathendom from which they have come out, but against still more insidious forms of heretical teaching and of modern error. And in no better way can they be armed to resist these attacks than by definitely



# A CATECHISTS' MANUAL

FOR THE USE OF

## MISSION WORKERS

BY

ALEXANDER CROFT SHAW. M. A.

ARCHDEACON IN TOKIO.

TOKIO  
SHUEISHA  
1891.

明治二十四年十月廿三日印刷  
明治二十四年十月廿四日出版

著者

東京市麻布區飯倉六丁目十三番地

エ、シ、シヨウ

編輯  
兼  
行人

東京市麻布區霞町二十三番地

吉澤直江

印刷人

東京市神田區淡路町二丁目四番地

愛敬利世

賣捌所

日曜叢誌社

東京市神田錦町 十字屋○銀坐三丁目十番地 十字屋  
大坂市土佐堀 福音社○横濱 元町 十字屋

東京市橋區西紺屋町廿六七番地 秀英舎印行



# 聖公會叢書

アーチデヤコノ、シヨウ氏講演

## ● 聖餐禮釋義

全壹冊

● 聖書ニ據リ祈禱文ニ基キ丁寧ニ正確ニ高尚ニ且ツ平易ニ基督教ノ最大奧義ヲ説明シタルハ實ニ此書ナリ ● 教師ニモ信徒ニモ共ニ欠ク可ラサルモノハ此書ナリ

神學博士監督ヒカステス氏序 牧師今井壽道君著

## ● 堅信禮詳解

小形美本 定價金拾六錢

右ハ今日歐米神學者中ニ尊信サル、諸大家ノ著書ニ據リ堅信禮ヲ歴史効力、式文註疏、問答等ノ數部ニ分チテ明晰ニ周到ニ解釋セシモノナレハ各教會ニテ堅信禮志願者ヲ教育スル用書トシ又役者等ノ講義材料トナスニ適シタル良書ナリ乞フ續々御購求アレ

## ● 日曜叢誌

毎月一日發行

一冊定價金五錢  
一年分前金五拾五錢

## 發行所

東京麻布飯倉  
片町廿七番地

## 日曜叢誌社



今井壽道氏譯

# 友之手

壹冊 定價金拾錢

本書は病者が病床に於て自ら慰めんが爲め聖書中より良句を撰採しまた適當なる祈禱文を掲ぐるものなり

英國サドラー氏著 日本今井壽道譯

# 聖公會政治要論

全一冊 定價貳拾五錢

右ハ聖公會ノ大要ニ就キ聖書及ビ古代ノ著書ニ徵證シテ反覆論解セシモノナリ神學  
校用書ニ適スルノミナラス何派ノ人タルヲ問ハズ聖公會ノ何タルヲ知ラント欲スル  
者ニハ至重ノ良書ナリ乞フ一冊ヲ購フテ廣告ノ虛言ナラザルヲ知リ給ヘ

牧師山縣與根二氏編著

# 三要文問答

全壹冊 百七十頁 定價金拾貳錢  
(郵税は六錢)

○該書は十誠、主禱、信經の三部に分ち、傍訓平易の文章を以てキリスト教の大主  
旨を縷述したるものなり

牧師今井壽道講述 傳道士山田茂三郎筆記

# 教理一夕話

全壹冊 二百四十頁餘  
定價金貳拾錢

教理一夕話ハ平易ナル文章ヲ以テ簡短且ツ親切ニ教理ヲ講述シタル書ナリ道ニ志サ  
ス諸彦ハ學者ト無學者ヲ論ゼズ請フ試ニ一讀アテ必ズ讀者ノ良友タルニ耻ザル可シ  
●神學博士「ヒカステス」氏或人ニ告グテ曰ク余ハ此書ヲ通讀セリ而シテ余ハ之ヲ善良  
有益ナルモノト思考セリト

イー、マクレンー女史著

# 和英羅馬眞理初步

洋裝美本壹冊  
定價金廿五錢

右ハ英文、ローマ字、和文、ノ三牀ニテ記シ、問答ニテ教義ヲ説明シタル良書ナリ  
故ニ教理ヲ學ビナガラ英語ヲモ學ビローマ字ノ綴リ方ヲモ知リ得ベシ

日本眞堂居士序 英國イー、マクレンー女史著 日本田村補三郎君譯

# 信經要理

壹冊 定價金拾錢

此小冊子ハ天地ノ創造●人類ノ墮落●基督ノ降臨●救拯●教會ノ建設等ノ要課ヲ記  
載セルモノニシテ苟モ基督教ノ教義ヲ講究セント欲スルモノ、座右缺ク可カラザル  
良書ナリ



今井壽道氏譯

# 友之手

壹冊 定價金拾錢

本書は病者が病床に於て自ら慰めんが爲め聖書中より良句を撰抜しまた適當なる祈禱文を掲ぐるものなり

英國サドラー氏著 日本今井壽道譯

# 聖公會政治要論

全一冊 定價貳拾五錢

右ハ聖公會ノ大要ニ就キ聖書及ヒ古代ノ著書ニ徵證シテ反覆論解セシモノナリ神學校用書ニ適スルノミナラス何派ノ人タルヲ問ハズ聖公會ノ何タルヲ知ラント欲スル者ニハ至重ノ良書ナリ乞フ一冊ヲ購フテ廣告ノ虛言ナラザルヲ知リ給ヘ

牧師山縣與根二氏編著

# 三要件問答

全壹冊 百七十頁 定價金拾貳錢 (郵税は六錢)

○該書は十誠、主禱、信經の三部に分ち、傍訓平易の文章を以てキリスト教の大主旨を縷述したるものなり

牧師今井壽道講述 傳道士山田茂三郎筆記

# 教理一夕話

全壹冊 二百四十頁餘 定價金貳拾錢

教理一夕話ハ平易ナル文章ヲ以テ簡短且ツ親切ニ教理ヲ講述シタル書ナリ道ニ志ザス諸彦ハ學者ト無學者ヲ論ゼズ請フ試ニ一讀アレ必ズ讀者ノ良友タルニ耻ザル可シ●神學博士「ピカステス」氏或人ニ告グテ曰ク余ハ此書ヲ通讀セリ而メ余ハ之ヲ善良有益ナルモノト思考セリト

イー、マクレー女史著

# 和英羅馬字對照眞理初步

洋裝美本壹冊 定價金廿五錢

右ハ英文、ローマ字、和文、ノ三躰ニテ記シ、問答ニテ教義ヲ説明シタル良書ナリ故ニ教理ヲ學ビナガラ英語ヲモ學ビローマ字ノ綴リ方ヲモ知リ得ベシ

日本眞堂居士序 英國イー、マクレー女史著 日本田村補三郎君譯

# 信經要理

壹冊 定價金拾錢

此小冊子ハ天地ノ創造●人類ノ墮落●基督ノ降臨●救拯●教會ノ建設等ノ要課ヲ記載セルモノニシテ尙モ基督教ノ教義ヲ講究セント欲スルモノ、座右缺ク可カラザル良書ナリ



今井壽道撰

# 祈禱の園

小形總クロース美本  
全壹冊 金拾錢

●「いのりのその」は曾て初版二版共非常の評判を得て數月間に賣盡せる「祈禱の枝折」を改正増補したるものなり

●祈禱の園は靜思の友、信仰の糧、心靈の安息場なり

●此の園に休息する者には安心平和喜樂冀望あり

●生命の水を飲んと欲する者は宜しく園の中央に澄み渡る泉を求めよ

●祈禱の園は樂園に入るの唯一の路なり

●部數限り有り請ふ至急御注文あれ

今井壽道編纂

# ●基督教沿革史

第壹卷美本九十一頁  
定價 拾五錢

今井壽道編纂

# ●基督教沿革史

第二卷 美本 八十七ページ  
定價 金拾五錢

# ●基督教沿革史 合本

洋製美本

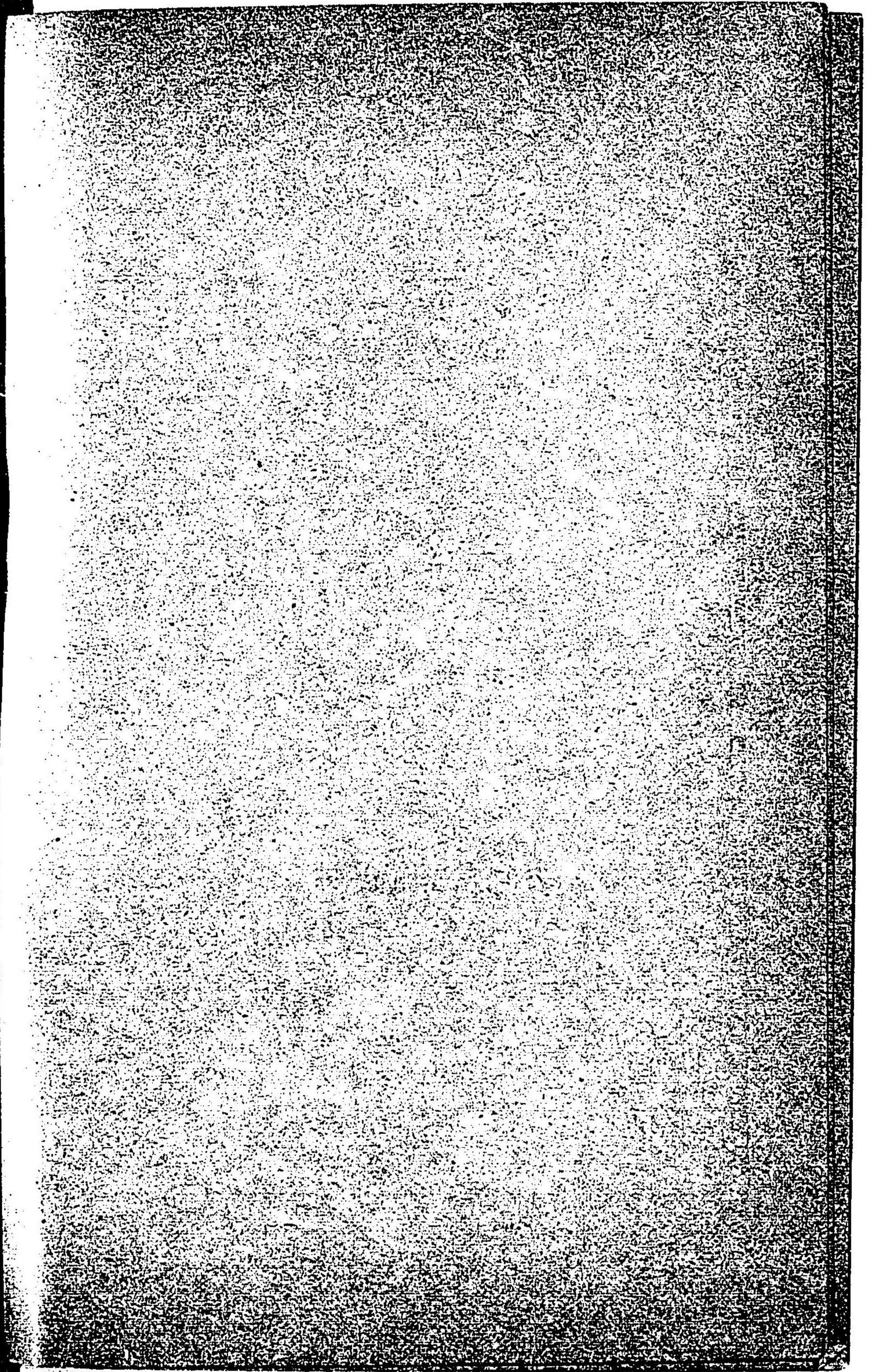
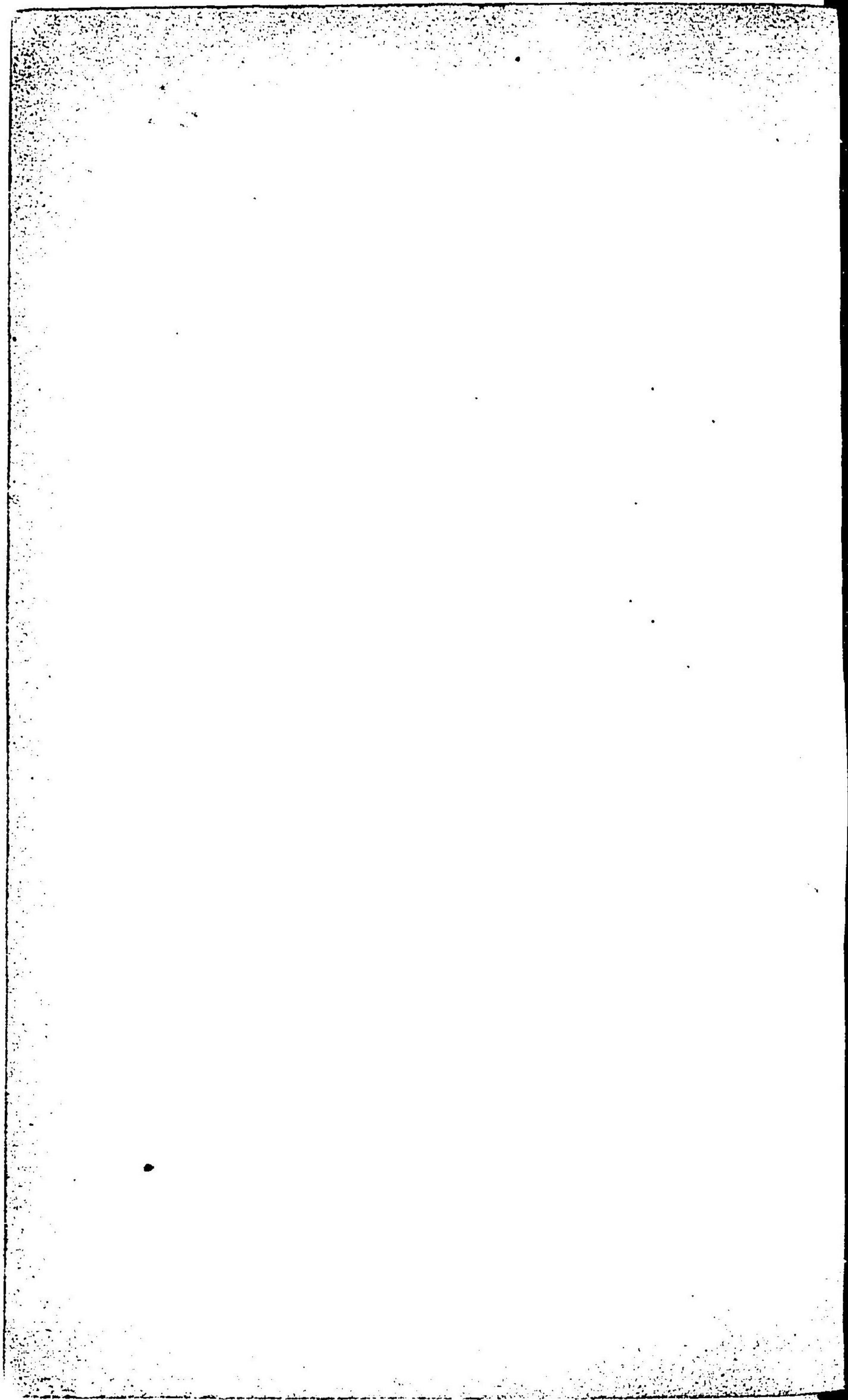
右ハ英國神學士カット氏ノ著書ヲ纂譯シタルモノニシテ  
基督教會ノ起原ヨリ其組織政治等ヲ論述シアフリカ教會  
ノ迫害時代ニ迄及ベリ基督教會ノ成立及ヒ初代ノ歴史ヲ  
知ラントスル者ノ必讀スベキ良書ナリ

東京市麻布區飯倉片町廿七番地

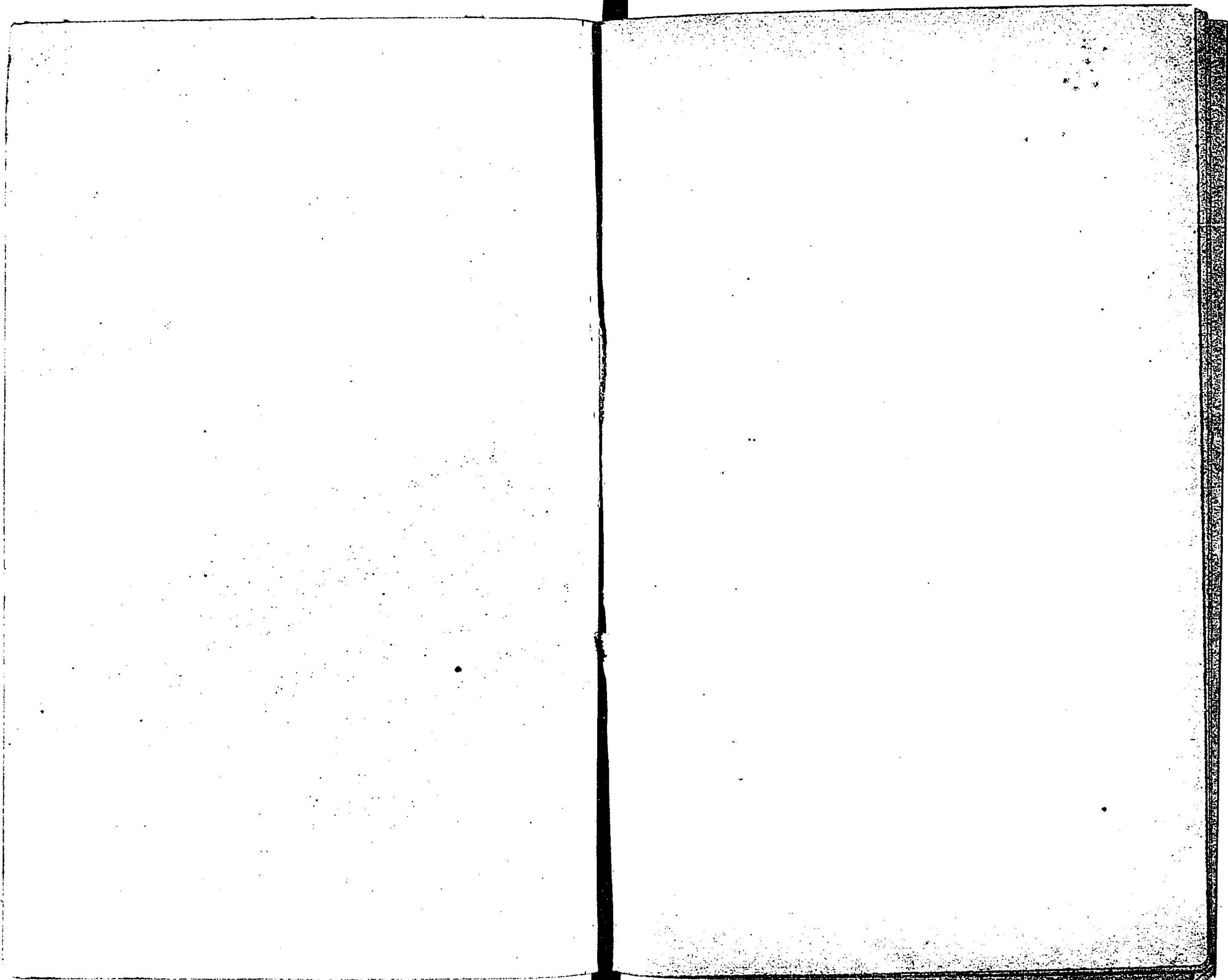
大賣捌所

日曜叢誌社











8



020399-000-7

特18-880

教義覽要

エ・シ・ショウ/著

M24

ABI-0208

